

広告物等の占用許可基準について

1 許可基準

- ① 営利を目的としないものであること。
- ② 政治的又は宗教的目的を有すると認められないもの又は認められるおそれのないものであること。
- ③ まとまりのある団体により社会慣習的に行われている行事で、住民のコミュニティ形成及び相互援助等に資するものであること。

【事例】小中高等学校卒業生の同窓会案内、小中高等学校生徒の大会派遣のための資金造成案内、自治会の運動会・敬老会など。

2 占用箇所

全ての公共施設を対象とすることは、効率的事務の阻害や景観を損ねるなどの原因となるため、これら支障のない箇所に対して占用を許可します。

3 占用期間

原則として、期間を1カ月以内とします。

4 占用料金

原則として、公共団体が関与しない場合を除き占用料を徴収します。

5 許可に要する期間

通常、申請から3～4日を要します。

6 根拠条例

北谷町浜川漁港管理条例(昭和52年11月5日条例第28号)

北谷町役場

建設経済部経済振興課農林水産係

電 話 098-982-7701(直通)

F A X 098-926-2174

平成〇〇年〇〇月〇〇日

北谷町浜川漁港管理者
北谷町長 野国昌春 様

申請者 氏 名：北谷太郎 ㊟
住 所：北谷町字桑江 226 番地
連絡先：098-936-1234

甲種漁港施設占有許可申請書

下記のとおり漁港施設の占有をしたいので、許可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

横断幕は標準的な規格でお願いします。

記

1. 漁 港 名 浜川漁港
2. 占有の目的 「北谷町民新年会」 広報用横断幕 1 基の設置
3. 占有の場所 別紙のとおり。
4. 占有の面積 3.0 m² (幅 3.0m × 高 1.0m)
5. 占有の期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで 1 月間
6. 占有料の額 $3.0 \text{ m}^2 \times 1,100 \text{ (円/m}^2\text{年)} \times 1 \text{ 月} \div 12 \text{ (月/年)} = 275 \text{ (円)}$
7. 占有の場合にあっては、場所を明示した実測平面図及び占有しようとする区域の実測平面図：別紙のとおり。

占有期間は1ヶ月を超えてはいけません。
なお、1月未満は1月間とみなします。

第6号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

北谷町浜川漁港管理者
北谷町長 野国昌春 様

申請者 氏 名：
住 所：
連絡先：

甲種漁港施設占有許可申請書

下記のとおり漁港施設の占有をしたいので、許可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 漁 港 名 浜川漁港
2. 占有の目的
3. 占有の場所 別紙のとおり。
4. 占有の面積 m^2 （幅 $m \times$ 高 m ）
5. 占有の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
6. 占有料の額 $m^2 \times$ (円/ m^2 年) \times 月 \div (月/年) = (円)
7. 占有の場合にあっては、場所を明示した実測平面図及び占有しようとする区域の実測平面図：別紙のとおり。

別紙「実測平面図」

例：横断幕の場合は、その内容及び縦横サイズを図示してください。

